

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱

1. 総則

全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準を定める。

2. 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3. 名称

(1) 大会の正式名称は、次のとおりとする。

全国障害者スポーツ大会

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

第〇〇回全国障害者スポーツ大会 ○〇競技

(3) 大会の英語表記は、第23回大会以降、

「National Sports Festival for People with a Disability」とする。

(4) 大会の略称は、第28回大会以降、「全スポ」とする。

(5) 制作物への表記

大会に関する制作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

4. 回数

大会は、平成13年に開催された大会をもって第1回大会とし、これより起算し暦年を基準に回数を順次付すものとする。

5. 大会の主催者

大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下、「JPSA」という。）、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び区市町村（指定都市を除く。）並びにその他の関係団体とする。なお、JPSA及び文部科学省を総称して「中央主催者」、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

6. 大会開催の基本方針

(1) 大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。

(2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。

(3) 大会会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。

(4) 競技別会期は、開催2年前の年度末までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。

(5) 大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及びJPSA登録競技団体等が主管する。

(6) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

7. 実施競技

(1) 実施競技は、別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下、「競技規則」という。）に定められた個人競技及び団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

(2) 各競技における実施種目は、競技規則に定められた競技・種目とする。

なお、競技規則に定められた競技・種目のうち、開催地の立地条件等から実施困難なものがある場合は、あらかじめ主催者間で協議し、実施しないことができる。

(3) 競技規則に定める競技・種目については、JPSAが設置する全国障害者スポーツ大会委員会（以下、「大会委員会」という。）で協議し、適用する開催年の5年前までにJPSAが決定する。

(4) 個人競技における出場種目の決定並びに個人競技及び団体競技の組み合わせは、開催地主催者が行うものとする。

(5) 個人競技の組み合わせは、次により行うものとする。

① 原則として男女別とする。

② 競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下、「同一区分」という。）の者毎に行うものとする。

ただし、同一区分の選手が少ない等の理由により、これにより難い場合は、同一区分以外の者と同一組で競技させることができる。

(6) 順位は各組毎に決定する。ただし、同一区分以外の者と同一組で競技させた場合は、同一区分の者毎に決定する。

(7) いかなる者も組み合わせ及び障害区分の適用については、抗議できないものとする。

8. 参加資格

(1) 大会の参加者は、都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員とする。

(2) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

① 年齢は毎年4月1日現在で13歳以上とする。

② 資格要件は次のとおりとする。なお、「その取得の対象に準ずる障害」については、別途細則に定める。

ア) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

ウ) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

③ 申し込み時に参加する都道府県・指定都市に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地の都道府県・指定都市でも参加できるものとする。

9. 都道府県・指定都市の選手及び役員数

(1) 個人競技の選手出場枠は、主催者が決定し、各都道府県・指定都市に通知する。

(2) 団体競技の選手出場枠は次のとおりとする。

① 身体障害者が行う競技

車いすバスケットボール12名以内、グランドソフトボール15名以内、

バレーボール男子・女子各12名以内

② 知的障害者が行う競技

バレーボール男子・女子各12名以内、ソフトボール15名以内、

バスケットボール男子・女子各12名以内、サッカー16名以内、

フットソフトボール15名以内

③ 精神障害者が行う競技

バレーボール12名以内

(3) 個人競技の役員数については、選手10名までは10名以内とし、選手が10名を超える場合は超えた選手3名につき1名を増員できる。

また、団体競技に出場する都道府県・指定都市は上記役員数に、車いすバスケットボール3名以内、バレーボール男子・女子各3名以内、ソフトボール3名以内、バスケットボール男子・女子各3名以内、サッカー3名以内、フットソフトボール3名以内、グランドソフトボール7名以内の役員を加えることができる。

(4) 役員数は上記で算定した範囲以内とするが、出場選手の障害程度等により、これにより難い場合は、開催地主催者と協議のうえ増員することができる。

10. 各都道府県・指定都市における出場選手の選考

各都道府県・指定都市における、出場選手の選考に当たっては、各都道府県・指定都市で選手選考規定を定め、障害者団体、障害者スポーツ関係者等からなる選手選考委員会等により選考し、決定するものとする。

なお、選考の際には、大会出場未経験者の出場にも配慮し、選考を行うものとする。

また、都道府県・指定都市においては、地域の障害者スポーツの振興を図る観点からも予選会を開催する等、選手選考に配慮することとする。

11. 参加申込

(1) 個人競技の出場申し込みは、競技規則<別表1>に示された競技の中から、1競技を選ぶものとし、実施種目が複数ある競技については次のとおり選択して申し込むことができる。

① 陸上競技及び水泳は、リレー種目を除き第3希望までの種目を選択する。なお、リレー種目はこれとは別に選択する。

② フライングディスクは、アキュラシーのディスリート5またはディスリート7のいずれか及びディスタンスの2種目を選択する。

③ アーチェリーは、リカーブ部門またはコンパウンド部門のいずれかの1種目を選択する。

(2) 開催地主催者は、申し込まれた種目の中から出場種目を決定し、派遣者に通知する。

(3) 出場種目は2種目以内（リレー種目に出場する場合は3種目以内）とする。

ただし、地理的条件等何らかの理由により、出場競技・種目に制限を加える等の

必要がある場合には、主催者で協議のうえ決定することができる。

(4) 団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できないものとする。

(5) 団体競技に出場するチームは次のとおりとする。

① 開催地都道府県・指定都市の代表チーム

② 別途定める細則に基づくブロック予選会により決定した都道府県または指定都市の代表チーム

③ 指定都市及びその指定都市のある道府県において、単独で代表チームの編成が出来ない場合に限り、道府県と指定都市の合同チームとしての出場を認める。ただし、その場合はブロック予選会から合同チームとして出場しなければならない。

12. 選手団の派遣及び費用

(1) 選手団は、都道府県・指定都市（以下、「派遣者」という。）が派遣する。

(2) 派遣者は、開催地主催者に対し、所定の手続きをもって選手団及び出場選手の競技・種目の申し込みを行うものとする。

(3) 選手団の派遣に要する費用は、派遣者が負担する。

13. 健康・安全管理

選手団の健康・安全管理については、派遣者において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

14. 競技規則

大会の適用規則は、開催年の競技規則と大会申し合わせ事項による。

15. 表彰

(1) 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。なお、第23回大会以降、陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。

(2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

16. 大会開催地の内定及び決定

大会の開催地については、国民体育大会開催基準要項に規定する国民体育大会の開催地の内定及び決定の時をもって、それぞれ内定及び決定をしたものとみなす。

17. 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。

18. 大会開催の可否決定

大会開催地都道府県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、又はあうことが予測される場合、開催地主催者が中央主催者と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとし、3分の2程度に達することが予測される時は、開催の可否を検討することとする。なお、その決定に関する手続き、その他、必要な事項については別に定める。

19. 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

①名誉会長 文部科学大臣

②名誉副会長 日本パラスポーツ協会会長

- スポーツ庁長官
スポーツ庁次長
- ③大会会長 開催地都道府県知事
④代表副会長 開催地指定都市市長
⑤副 会 長 日本パラスポーツ協会副会長
スポーツ庁総括官
開催地都道府県・指定都市の議會議長
開催地市町村長及び市町村議會議長
開催地都道府県・指定都市の副知事及び副市长
開催地都道府県・指定都市社会福祉協議会会长
開催地都道府県・指定都市障害者スポーツ協会会长
開催地都道府県・指定都市身体障害者団体連合会会长
開催地都道府県・指定都市手をつなぐ育成会会长
開催地都道府県知的障害者福祉協会会长
開催地都道府県精神障害者スポーツ推進協議会の長
- ⑥顧 問 文部科学副大臣
文部科学大臣政務官
文部科学事務次官
文部科学審議官
文部科学省大臣官房長
開催地都道府県選出の国會議員
日本スポーツ協会会长
全国社会福祉協議会会长
日本身体障害者団体連合会会长
全国手をつなぐ育成会連合会会长
日本知的障害者福祉協会会长
日本精神保健福祉連盟会長
JKA 会長
日本医師会会长
支援自衛隊代表者
開催地都道府県・指定都市の報道機関の代表者
開催地都道府県の競技団体代表者
開催地都道府県の体育（スポーツ）協会会长
中央競馬馬主社会福祉財団理事長
- ⑦参 与 日本パラスポーツ協会理事、監事並びに評議員
スポーツ庁健康スポーツ課長
スポーツ庁競技スポーツ課長
スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
開催地都道府県・指定都市議會議員

開催地都道府県の公安委員会委員長
開催地都道府県・指定都市の教育委員会教育長
開催地都道府県単位の関係団体の代表者
日本パラ陸上競技連盟会長
日本パラ水泳連盟理事長
日本知的障害者水泳連盟会長
日本身体障害者アーチェリー連盟会長
日本肢体不自由者卓球協会会長
日本視覚障害者卓球連盟会長
日本知的障がい者卓球連盟会長
日本障害者フライングディスク連盟理事長
日本ボッチャ協会代表理事
日本FID バスケットボール連盟会長
日本車いすバスケットボール連盟会長
日本知的障がい者ソフトボール連盟理事長
全日本グランドソフトボール連盟会長
日本ID バレーボール連盟理事長
日本デフバレーボール協会理事長
日本知的障がい者サッカー連盟理事長
日本知的障がい者フットソフトボール連盟会長
日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会会長
全日本ろうあ連盟スポーツ委員会委員長
全日本知的障がい者スポーツ協会会長
日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長

※ 競技団体の並びに関しては、競技規則集の記載順として整理した。

20. 宿舎

開催地主催者は、競技別参加者の宿舎について、障害、会場までのアクセス等を十分に配慮して選定し、配宿するものとする。

21. 交通

開催地主催者は、できる限り競技別参加者の移動について交通上の利便をはかるものとする。

22. 協議

本要綱において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、大会委員会において協議し、中央主催者が決定するものとする。

23. 要綱の改廃

本要綱の改廃は、大会委員会の決議を経て、中央主催者が決定する。

付則

- 1 平成12年1月5日 制定
- 2 平成13年2月8日 改正
- 3 平成14年2月8日 改正
- 4 この開催基準要綱は平成14年に開催される第2回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 5 平成15年3月3日 改正
- 6 この開催基準要綱は平成15年に開催される第3回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 7 平成17年4月1日 改正
- 8 この開催基準要綱は平成17年に開催される第5回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 9 平成19年3月6日 改正
- 10 この開催基準要綱は平成19年に開催される第7回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 11 平成20年4月1日 改正
- 12 この開催基準要綱は平成20年に開催される第8回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 13 平成21年4月1日 改正
- 14 この開催基準要綱は平成21年に開催される第9回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 15 平成22年4月14日 改正
- 16 この開催基準要綱は平成22年に開催される第10回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 17 平成23年4月1日 改正
- 18 この開催基準要綱は平成23年に開催される第11回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 19 平成24年4月1日 改正
- 20 この開催基準要綱は平成24年に開催される第12回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 21 平成25年4月1日 改正
- 22 この開催基準要綱は平成25年に開催される第13回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 23 平成26年4月1日 改正
- 24 この開催基準要綱は平成26年に開催される第14回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 25 平成27年4月1日 改正
- 26 平成27年10月1日 改正
- 27 この開催基準要綱は平成27年に開催される第15回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 28 平成28年4月1日 改正
- 29 この開催基準要綱は平成28年に開催される第16回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 30 平成29年4月1日 改正
- 31 この開催基準要綱は平成29年に開催される第17回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 32 平成30年4月1日 改正
- 33 この開催基準要綱は平成30年に開催される第18回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 34 平成31年4月1日 改正
- 35 この開催基準要綱は令和元年に開催される第19回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 36 令和2年4月1日 改正
- 37 この開催基準要綱は令和2年に開催される第20回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 38 令和3年4月1日 改正
- 39 この開催基準要綱は令和3年に開催される第21回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 40 令和4年4月1日 改正
- 41 この開催基準要綱は令和4年に開催される第22回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 42 令和5年4月1日 改正
- 43 この開催基準要綱は令和5年に開催される特別全国障害者スポーツ大会から適用する。